

Webinar: WIPO Sequence デスクトップツール

hosted by the International Bureau of WIPO

Virtual, April 25, 2022
9:00 – 10:30 (CEST)

RESPONSES TO QUESTIONS

prepared by the International Bureau of WIPO

Following are the responses to the questions raised at the Webinar.

Q1: の言語を設定すると、配列表もその言語で作成されるのか？日本語を設定してしまうと翻訳が必要になるのか？

A1: インターフェースのデフォルト設定の言語を変更するとラベルやメッセージなどの言語のみが変更されます。英語等の言語依存のフリーテキスト **qualifier** の値を入れるためには、言語依存のフリーテキスト **qualifier** のタブに入れる必要があります。また、非英語のフリーテキスト **qualifier** の言語コードはプロジェクトの詳細に関するページの一般情報セクションで設定する必要があります。プロジェクトのバリデーションが正しく行われるためには、その後で非英語のフリーテキスト **qualifier** が入力される必要があります。当該プロセスを加速化するために、ソースあるいはターゲットとなる言語を特定し、全ての関連する **qualifier** の値を **XLIFF** ファイルで出力できます。例えば英語での値が既にプロジェクトに入っており、ユーザーが日本語翻訳を含めようとする場合、翻訳は **XFILL** ファイルのターゲット言語として入力し、当該ファイルを言語依存フリーテキスト **qualifier** タブで改めてプロジェクトにインポートすることになります。

Q2: ST25 では分子タイプとして DNA/RNA を選択しウラシル(U)とチミン(T)の両方を含む配列を記述できた。ST 2 6 ではそのような記述方法はないか？

A2: 配列が DNA 部分と RNA 部分の両方を含む場合、分子型 (molecular type) は DNA となり、**qualifier** は **organism** が **synthetic construct**、**mol_type** は **other DNA** に設定、全ての “u” 自体は “t” に変換する必要があります。DNA のウラシルと RNA のチミンにどのようにアノテーションをつけるかについては [WIPO ST.26](#) の例 55-1 とパラグラフ 19 をご参照ください。

Q3 : 配列表の変更は形式的な変更であって特許の権利性に関する変更ではないという理解でよいか？ST26 に移行することによって記載できる事項が増えるが、これらを記載しなかったことによる不利益はあるのか？

A3: ST.26 では義務、ST.25 ではそうでないアノテーションが数多くあるため ST.25 から ST.26 への変換は常に実体的なものになります。そのため、ST.25 に即した配列表を ST.26 に即した配列表に変換する際には、新規事項が導入され、元来の優先日を失う恐れがあるという懸念がでてきます。このような事態を避けるための注意事項は [WIPO ST.26](#) の Annex VII が示しています。ST.26 の使用は単なるテキストフォーマットから XML フォーマットへの移行ではなく、より標準化されたアノテーション付きの配列の提供、全ての出願先のための配列表を一度に作成可能、核酸アナログ、D-アミノ酸、分岐アミノ酸等を含め先行技術データの拡大等のメリットをもたらします。

Q4: 5月の正式版リリースはどのような変更内容が予定されているのか？

A4: WIPO Sequence のアップデートバージョンが5月中旬に提供される予定で、同時に発行されるリリースノート（英語）に導入された変更内容の包括的なリストが含まれる予定です。日本語のユーザーマニュアルのアップデート版も提供される予定です。

Q5: ST25 の混合アミノ酸において、例えば XAA と記述し、これはアラニンまたはセレオニンと記述していたが、それが ST26 ではできなくなるのか？

A5: まず、ST.26 はアミノ酸の 3 文字標記ではなく 1 文字標記を用いるため Xaa は X となります。ST.26 では X のような複数のアミノ酸を意味し得るシンボルに対して予め規定された定義が Annex 1 に含まれており、定義が分かる場合には注釈は不要となります。しかし、言及の例では、A または T に限定されているので、X を用いることと合わせて、X が A または T に限定される旨の note の qualifier が必要になります。

Q6: D アミノ酸を含む配列に配列表はいままで必要なかったが、4 月以降から、D アミノ酸が入っても配列表に入れなければならぬか？もともとの出願に入っていなかった場合、4 月以降に足さなければならないのか？

A6: D アミノ酸は ST.26 の実施日である 2022 年 7 月 1 日から配列表の中に含まれます。ST.26 の配列表において D アミノ酸をどう表記するかについては [WIPO ST.26](#) のパラグラフ 29-31 及び例 3(a)-1 をご参照ください。

[End of document]